相続定期預金

東日本銀行　商品説明書

（2026年8月4日現在）

1.商品名	●相続定期預金
2.販売対象	●相続によりご資産を受け取られた個人の方 ※相続手続完了日または相続財産受取日のいずれか遅い日から1年以内のお取扱いといたします。 ※ご利用は相続によりご資産を受け取られたご本人さまに限ります。 ※相続により取得した不動産や株式等の換金代金も対象となります。
3.期間	●6か月 ※自動継続のみのお取り扱いとなります。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ●一括預入 ●100万円以上相続によりお受け取りになられた金額まで ※相続により受け取られたご資産でのご利用に限ります。 ※同一資金でのお預け入れは一回限りといたします。 ※1回あたり100万円以上であれば、分割して作成することもできます。 ※お預け入れは、お一人さまにつき当行本支店のうちいずれか1店舗といたします。 ●1円単位
5.払戻方法	●満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	 ●預入時の利率を満期日まで適用いたします。 ●初回特別金利 年0.975% （税引後 年0.77692875%） ※特別金利は初回お預け入れ時のみ適用となります。 ※自動継続後はその時点での店頭表示金利を適用いたします。 ●払戻し時に一括して支払います。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算といたします。
7. 利子課税	●2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加的に課税され、源泉徴収率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ●マル優のお取扱いができます。
8.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 （1） 預入金額1,000万円未満のスーパー定期またはスーパー定期300の場合 解約日における普通預金の利率 （2） 預入額1,000万円以上の大口定期預金の場合 ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の②の方式による利率(小数点第4位以下切捨て)と解約日の普通預金利率のうちいずれか低い利率。 ②預入日の1か月後 の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限といたします。 A 約定利率×70% B 約定利率＝ $\dfrac{\text{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}}{\text{預入日数}}$ (注)基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率です。 詳しくは、窓口までご照会下さい。
9. 金利情報の入手方法	●最新の店頭表示金利については店頭またはホームページ等でご確認ください。
10. 付加できる特約事項	●総合口座の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率)。
11. 預金保険の適用	●預金保険制度の対象商品です。(当行に複数口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。
12. その他	●ご利用される方が相続人であること、相続手続完了日または相続財産受取日、相続により取得した金額が確認できる資料をご提示いただきます。

	※確認資料(例) ・相続税の確定申告書 ・遺産分割協議書 ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの) ・金融機関へ提出した相続手続き依頼書 ・被相続人の解約済通帳や計算書等預貯金額がわかるもの ・保険金等支払通知書 ・相続された株式や不動産等の売却代金が確認できる書類 等 ●通帳式のみのお取扱いとなります。 ●屋号口座、連名口座ではお取り扱いできません。 ●窓口でのお預け入れが対象であるため、お江戸日本橋支店及びATMでのお取り扱いはできません。 ●お取扱期間中、金利情勢が著しく変化した場合は、お取り扱いを中止させていただく場合がございます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	●全国銀行協会相談室 連絡先0570-017109　または　03-5252-3772 〔受付日：月～金曜日（祝日および銀行休業日を除く）受付時間：9:00～17:00〕